

## 生涯学習政策としての学習成果の活用支援

廣瀬 隆人

(国立教育会館社会教育研修所)

### はじめに

1997年3月31日に生涯学習審議会（以下生涯審）から「生涯学習の成果を生かすための方策について（審議の概要）」（以下「審議の概要」（1997））が出された。これは、1995年5月15日に文部大臣からの諮問として審議要請を受けたもののうちの一つであったが審議の概要という形で公表されたものである。審議要請の具体的内容は、「学習成果の活用を通じての地域の教育・文化・生活・福祉等の充実・発展に資する方策、及び学習成果としての知識・技能をボランティア活動に生かせるような環境を整備するための方策の検討」であった。

ここでは、第一に学習者のニーズとしての学習成果の活用が指摘され、学習成果の活用が学習者の自己実現や学習意欲の高揚など個人的な活用に意義を見いだしている。第二に学習者自身の充実・成長という側面が同時に地域社会や産業社会の発展にもつながり、学歴社会の弊害の是正へ向かう意義を指摘している。さらに学習成果を生かす上で活動の場が少ないこと、調整する仕組みが十分でないこと、社会全体で奨励・支援する条件が十分でないこと、社会的に十分に評価されていないことなどの問題点を整理し、行政による活用支援方策として、活用の場の開発、情報・コーディネートシステムの整備、学習活動を奨励・評価する社会的環境の整備、社会的評価システムについての改善と活用の促進をあげている。その上で、「地域社会の発展」、「ボランティア活動」、「個人のキャリア開発」の3つの視点によってそれぞれ「基本的な考え方」と「問題点と方策」にわけて整理されている。

この「審議の概要」（1997）は、生涯学習体系への移行を目指す政策課題の

一つとして取り上げられ、各種の答申等で繰り返し指摘されてきた学習成果の活用についての基本的な考え方と具体的な方策がまとまった形で公表されたはじめてのものである。

そこで本稿では、地方自治体における学習成果の活用支援方策、特に「審議の概要」で示された論点の一つである「地域社会の発展」「ボランティア活動」などの社会的活用ということに絞って、その施策推進上の問題点を整理し、いくつかの具体的な方策とその方向性を提示することとしたい。その前提としてこれまで学習成果の活用支援が臨時教育審議会（以下、臨教審）、中央教育審議会（以下、中教審）、生涯学習審議会等の主な答申の中でどのように示されてきたのかを概観することとおして、活用支援施策の視点を整理しておくこととしたい。

## 1. 学習成果の活用をめぐる政策化のプロセス

生涯学習が理念から政策段階へ移行するのは、1987年10月6日閣議決定された「教育改革推進大綱」以降であるが、それと前後するいくつかの答申において、学習成果の活用については、生涯学習の評価の多元化との関連の中で取り上げられてきた<sup>1)</sup>。

1981年の中教審答申「生涯教育について」では、「今後一人一人の学習活動が単に個人生活の充実のためにとどまらず、各人がその成果や能力・経験を生かして、地域社会に寄与し、そこに愛着を持ち、生きがいを見いだせるような社会参加の機会の拡充を図ることが望まれる」と提言されており、生涯教育が個人生活の充実という観点だけでなく、社会に向かっての理念であることが示されている。これは、1965年のラングランの提言以降、フォールレポート（1972）、OECDレポート（1973）、ローマクラブレポート（1979）などでも一貫して生涯教育が社会改革の理論として説明されていることから、生涯教育の理念そのものに顕在するコンセプトとして認識されているものである。

しかし、我が国の中教審や生涯審などの指摘は個人の充実と社会発展への寄与のどちらかが優先するというより、一体のものという認識がみられることに特質があるように考えられる。

さらに、1987年4月1日の臨教審第3次答申で示された「評価の多元化」の節の中で学習成果の活用は「評価」との関連の中で提示された。これ以降、「学習成果の評価と活用」という一つのカテゴリーとして扱われるようになる。

さて、臨教審第3次答申では「学習を通して、創造性や個性が生かせるようにするとともに、いつでもどこでも学べ、その成果が適正に評価され、社会で生かせるようなシステムにする必要がある」という認識を基本として、学歴偏重の評価の在り方をあらためる「評価の多元化」を図る具体的な提言を列挙している。雇用や職業能力の評価システムへの提言とともに、高齢者が長年培った能力を社会的に活用していくことやボランティア活動などの社会参加の機会が整備されることが期待されている。特にボランティア活動については、学習成果が生かせる場であるとともに、地域の教育力の活性化、高齢化する社会への寄与といった学習活動の社会的意義を強調している。

臨教審のこうした指摘を受ける形で1990年の中教審答申「生涯学習の基盤整備について」では、生涯学習推進センターの役割の一つとして、「学習成果に対する評価に関すること」があげられており、その中に活用についての当面の具体的方策が提示されている。すなわち、都道府県が行うボランティアや社会教育指導員などの養成・研修事業における学習成果を評価認定し、ボランティア登録の参考とすることや市町村が社会教育指導員を採用する際に活用することなどが示されている。これは、学習成果の活用は率先して社会教育・生涯学習推進部門で進めることが必要であるという提言と解釈することができる。

翌1991年の中教審答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」では、学習成果の評価が大きく取り上げられている。当時の学習成果の活用の実態認識として、教育委員会が実施した研修や講座の修了者の一部が人材登録され、学習グループの指導者や助言者として活用されていることや各種の研修事業の修了証が社会的活動の際に活用されていることを取り上げている。その上で学習成果の評価と活用について4つの具体的な方策を提示しているが、活用については、「学習成果を広く社会で活用すること」と「学習成果の評価と活用に関する啓発を行う」という2点が指摘されている。社会での活用方策としては、一定水準以上のものを公的職業資格の基礎とす

ることや企業や官公庁の採用においてボランティア活動などの生涯学習の実績を評価すること、社会教育の指導者やボランティアの養成・確保の充実、活用機会の積極的開発などがあげられている。

生涯学習審議会が設置されてはじめての答申である「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」が1992年7月29日に出されている。この答申は、当面、重点的に考えるべき4つの課題を明らかにしている。その一つに「一人一人の学習の成果を生かしたボランティア活動の推進」があげられている。特に生涯学習とボランティア活動との関連について「ボランティア活動を行うために必要な知識・技術を習得するための学習として生涯学習があり、学習の成果を生かし、深める実践としてボランティア活動がある」という視点があげられ、そのために行政としては、「あらゆる層の人々が学習の成果をボランティア活動の中で生かすことができる環境の整備を図ることが必要である」と提言している。また、ボランティア活動への支援方策として「学習の成果と能力を生かした活動の場の開発が今後の課題であり、特に公的施設・機関等の役割」が期待されている。このころから、自治体における生涯学習推進施策として「ボランティア活動の奨励」が取り上げられ、各地でしだいに「ボランティア・バンク」「人材バンク」などが設置されるようになる。

1994年9月20日の生涯審社会教育分科審議会施設部会報告「学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について」では、社会教育施設の機能の充実強化の一つとして学習成果の評価と社会参加の場や機会を拡げていくこと、将来の社会参加活動に資する実践的な学習プログラムの開発に努めることが指摘され、広域的学習サービスの充実を図るためのシステムのひとつとして「社会参加支援活動の推進」があげられている。そこでは学習成果の評価の考え方とともに、学習成果を指導者として活用するための登録や周知、活動の場や条件等に関する情報の提供、さらに、コーディネートについても言及されるなど具体的な方策を提示している。この報告では、支援の具体的方策としてコーディネートサービスがあげられていることが注目される点である。

そして1996年4月24日の生涯審答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」では、学校教育における地域社会の教育力の活用方策として、

特別非常勤講師制度、学校行事や部活動での専門家の活用などが指摘されるとともに、社会教育施設におけるボランティアの受け入れ、住民参加による運営など学習成果の活用支援の具体的方策が提言されている。

このほかに第14次国民生活審議会総合政策部会報告「個人の自立と社会参加」（経済企画庁1995）では、自覚と責任を基盤とした市民社会への転換を示し、「国民の一人一人が、国、地域社会を支え、変革していく責任ある市民であるという点を自覚」するためには「社会参加活動の経験を通じて刺激され啓発されることが多い」と指摘している。直接に学習という概念は用いられてはいないが、自立した市民となるためには、社会参加活動を通じての学習によって形成されるという立場を明確にしている。社会参加活動（個人が社会を自ら構築していくという意識の向上）へのインセンティブとして生涯学習が位置づけられている点に特色がある。さらに、社会参加活動促進のための具体的な方策の一つとして社会参加活動の意識を培う方策として「社会参加活動に関する教育・学習の充実」が提案され、特に学習活動を通じて社会参加・社会貢献という価値観を身につけることの重要性が指摘されている。また、ボランティア活動については、「地域社会への参加や自己実現」、「共生や互酬性」に基づく意義について学習することが重要であるとされている。

このように生涯学習支援の課題としての「学習成果の評価と活用」は特に1980年代以降、急速に政策課題としてクローズアップされている。こうした背景には、人々の生涯学習のニーズとしての活用支援が指摘されているからである。国立教育研究所の「生涯学習の意識と実態に関する調査」（1991）によれば、学習成果を「できれば活用したい」と考えている人40.2%であり、「既に活用した」13.6%を加えると半数以上の人活用について関心を持っていることがわかる。人々の学習活動の支援方策が生涯学習の啓発、学習機会の選択援助、学習機会提供の充実などから次第に学習成果の評価と活用支援へ重点をシフトしていく方向性を示しているものと見ることができる。

さて、学習成果の活用支援を主として成人の学習活動のプロセスに対応する行政の学習支援施策の一つとしてみると試案として、図1<sup>2)</sup>のように示すことができよう。これは、人々の学習活動のプロセスに対応して行政が進めるべきあるいは進めている施策の流れを単純化したものである。人々の学習

活動は一定の流れを持つ可能性が高いが、行政による支援は、地域によって重点が異なることはあるとしても実際には流れとしてではなく、全ての施策が同時に進められる必要がある。特に成人の学習では、「社会的役割の変化に伴って」学習必要が生じることが多いとされている<sup>3)</sup>。こうした社会的役割の変化は、社会参加活動（学習成果の社会的活用）によって誘発される場合が多いと考えられるので、学習成果の活用支援は結果として新たな学習必要を生むとみることができる。

ここで注意する必要があることは、評価サービスや活用支援は、委員等に採用することは別の次元であるということである。当該行政がどのような支援をしても採用とは原則的に切り離して考えておく必要がある。当然ながら採用する側が主体的に考えるべきものである<sup>4)</sup>。

こうした活用へ向けての種々の提言やそれに基づく支援施策は、人々の学習ニーズへの積極的な対応であるとともに、学習活動を社会に向けて広がりのあるものへと方向づけるナビゲート機能を働かせているものとみることができよう。社会的活用支援は、生涯学習の理念にもとづく生涯学習社会を目指すという観点においても不可欠な施策であり、一連の学習活動のプロセスに基づく学習支援が同時並行で進められ、学習者が学習成果を生かして社会参加活動をすすめ、新たな学習必要を生み、再び学習するというサイクルの成立する社会こそ生涯学習社会にアプローチするものであろう。

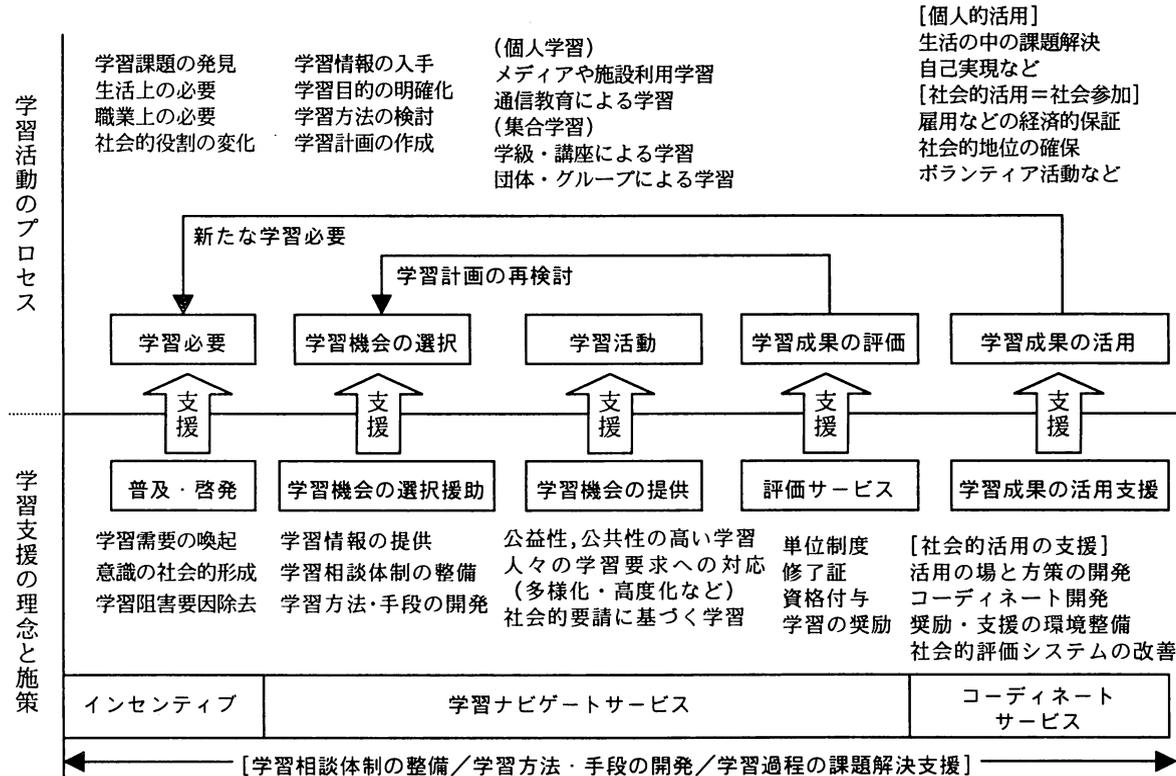
## 2. 学習成果の活用支援施策推進上の諸課題

次に学習成果の社会的な活用支援施策推進上のいくつかの課題と方策について整理しておくこととしたい。特に公的社会教育で率先して学習成果の活用の場を開発すべきであること、学習機会提供を中心とする非営利民間団体への支援を進める方向性を示したい。さらにこれまでの人材バンク乃至はボランティアバンクの問題点を整理し、学習成果の活用に基づく新たな支援ネットワークを提案することとしたい。

### (1) 公的社会教育における活用の促進

先の中教審答申(1991)での指摘をはじめとして、学習成果の活用をめぐる各種の答申では、活用の場の開発を行政が率先して進めることの重要性を指

主として成人の学習活動のプロセスと生涯学習支援のイメージ



摘している。先に示した生涯審の「審議の概要」(1997)にも指摘されているように「行政自らが率先して、住民参加の場の確保」に努めることが大切なのである。そのためには、学習成果の活用は推進サイドが他の部局や民間企業や団体等「社会」に対しておこなう「啓発」だけで十分に浸透するとは言いがたく、生涯学習推進部局や公的社會教育において率先して人々の学習成果を「活用していくこと」が必要である。

そのためには、一定の学習成果をもつ人々の中から教育委員会や生涯学習推進部局で積極的に各種委員に登用したり、事業の企画立案への参画を促進したり、社会教育指導員に採用するなどの具体的施策が必要である。特に生涯学習推進施策の柱ともいべき学習相談員や社会教育指導員、コーディネーターなどについては、様々な学習機会による多様で幅広い学習の成果を持つ「学習経験者」が最適の任であると考えられるのである。公民館の事業にも参加したことのない学習相談員では実効性と公共性の高い学習相談が期待できない。さらに公民館運営審議会委員など極めて公共性が高く、指導者としての高度な専門性が期待される各種の委員などは、過去の経験や社会的地位だけで任につくだけでなく、一定の学習成果が必要とされるべきであろう。しかし、現実には今なお、多くの自治体の社会教育指導員や学習相談員は退職した学校教育の管理職経験者が充てられており、社会教育事業や生涯学習相談が養成・研修を伴わず学校教育或いは管理職の経験のみで可能であるとする程度の認識を払拭できてはいない。やはり、伊藤俊夫氏も指摘するように「教えるとか指導といった学校教育的な発想の相談員では成果は上がらない」のである<sup>5)</sup>。半ば管理職経験者の指定席化した社会教育指導員や学習相談員を体質として内在したまま、他の機関や団体に学習成果の適切な評価や活用をどんなに啓発しても学校教育部門を含めた教育委員会内部が「啓発」されなければ実効性は少ないものと考えられる<sup>6)</sup>。

## (2) 学習者の参画とNPOによる活用支援

1996年4月の生涯審答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」において、多様化、高度化する学習ニーズへの対応として住民参加による事業の企画・運営・広報などが例示されている。「審議の概要」(1997)でも特に行政が行う事業の企画・運営への参画、学習成果を活用して住民(学

習者)が学習プログラムの企画や講師などとして参画する市民講座の実施などが例示されている。

こうした学習者の参画による学習機会提供は、学習ニーズへの対応という観点だけでなく、学習成果の活用という観点からも注目される事例である。このように住民の参画或いは住民自らが主体的に学習機会を広く地域住民に対して提供する事例が増えてきている<sup>5)</sup>。

このほか、社会教育施設の広報活動をボランティアが行ったり公民館の事業の企画案を公募する福岡市の公民館などの事例が見られる。こうした住民(学習者)参画は、生涯学習を推進していく上で今後は大きなウエイトを占めていくものと予想される。

行政から提供された学習機会を享受する側から、自ら主体的に学習機会を提供していく方向性がみられる各地の市民大学などは、次第に公共性を具備した非営利の民間団体(NPO)として成長発達していく可能性が高まっている。北海道の江差地域大学や福岡県のむなかた自由大学、神奈川県川崎市市民アカデミーなどはこうした学習者自らが学習機会を広域的に提供することや高等教育機関等との連携、同様の組織とのネットワーク化などを進める生涯学習NPOとして発達している<sup>7)</sup>。

こうした住民参加から住民参画、そして自ら学習機会を提供する市民団体(NPO=非営利民間団体)として育まれる過程で学習成果の活用が進められると考えられるのである。伊藤俊夫氏も指摘するように「多元主義社会では全ての学習機会を公共財として押さえるのは困難であり、準公共財としての民間団体(含・NPO=非営利団体)に期待される」<sup>8)</sup>のである。行政改革の進行と財政状況からいっても今後生涯学習の機会(とりわけ公共性の高い学習機会)を飛躍的に増加させることは困難である。公共性の高い学習機会はこれまでも公的社会教育がその中心を担ってきたが、非営利の民間団体が一定の公共性、公益性をもちつつある現在、環境、人権、地域連帯、まちづくり、国際理解などといった現代的課題などの新しい学習課題についての学習機会提供を将来的には、担っていく可能性がある。こうした非営利民間団体の役割の変化については、先に示した第14次国民生活審議会報告(1995)においても言及されており、政府、民間企業とともに、社会を構成する重要なセクターとして非営利民間団体の先駆的な役割、多元的な価値を確保する

役割、既存社会に対する批判者としての役割や個人生活の新しい場による人間関係の拡大など個人にとっての意義などその社会的役割を高く評価している。しかし、本来、社会教育行政において行うべき事業を安易にNPOに委ねたり、NPO自身が行っている独自の事業を行政が取り込むといったは、避けねばならないであろう<sup>9)</sup>。さらにこのことは、公的社会教育や社会教育主事の役割をなし崩し的に後退させるものではなく、むしろ1986年の社会教育審議会成人教育分科会報告「社会教育主事の養成について」において示された5つの能力（学習課題の把握と企画立案、コミュニケーション、組織化援助、調整者、幅広い視野と探求心）がより必要となってくる。したがって学習機会の一部をNPOが担っていくとしても社会教育あるいは社会教育主事が必要になることはあっても不要になるなどということはないのである。さらに公的社会教育はこうした学習者が学習成果を自ら主体的に活用していくNPOとしての組織化を支援することが新たな課題となるものと思われる。

### (3) ボランティア・バンクによる活用支援

学習成果をボランティア活動として活用することは、冒頭に紹介した「審議の概要」（1997）においても重要な施策の柱として位置づけられている。各自治体でも学習成果の活用支援施策の多くをボランティア活動支援に充てている。

学習成果の活用をめぐるより具体的な施策として多くの自治体で「ボランティア・バンク」あるいは「人材バンク」が設置されはじめている。山本慶裕氏によれば、ボランティア・バンクの問題点として、組織基盤が脆弱であること、バンクに対する需要の不足、登録者の供給不足、ボランティア個人の問題（認識不足、交通手段の不足、技能不足、時間不足）があげられ、活性化方策として養成・研修講座の開設、段階的導入、人材広報の活発化、活用場の開発、ボランティアのための相談機会の提供、ボランティア活動への援助、ボランティア・バンクのそのものの評価があげられている<sup>10)</sup>。ここで最も大きな問題点となっているのが、需要の不足（活用されていない）である。学習成果の活用支援の一つの方策として設置されたボランティア・バンクの実効性が少ないという問題である。これにはボランティア・バンクの

在り方自体の問題とボランティア・バンクを支える施策の問題がある。

まずボランティア・バンク自体の問題を考え見ると、その活用の具体的内容はほぼ「指導者」「助言者」であって学習した内容がどれほど高度であっても「指導力」が介在しなければ活用されないということになる。これでは学習成果の一部を活用したに過ぎず、学習成果の活用支援として十分なものとはいえない。学習成果をより幅広く捉え直すことによって活用支援方策を再検討する視点が明確になってくる。例えば、野外活動では指導者としての活動だけでなく、グループの活動をサポートする人々やファシリテーターとしての活動などきめ細かな支援のための活用があっても良いはずであるし、文化祭に絵画を出品できるというボランティア活動があっても良い。ボランティア・バンクは個人の登録だけでなく、グループ、サークルの登録も現実にあることから、学習活動が多様化しているだけ学習成果の活用も多様であって良い。多様なボランティア活動を想定したバンクとする必要がある。

今一つはボランティア・バンクを支える施策であるが、山本氏も指摘しているようにボランティア・コーディネートの必要性がある。福岡県で実施された高齢者の人材派遣事業では、学校教育を支援する高齢者のボランティア・バンクの事業費の内容にコーディネーターの人件費が含まれており、配置されたコーディネーターによって飯塚市では平成6年度で市内の小中学校に延べ349回727名に及ぶ活動実績を持っている<sup>11)</sup>。ボランティア・バンクには同時にコーディネート機能が設置されることによって実効性が高まるのである。

さらにボランティア・バンクには、バンクという態様の持つ性格として、依頼がなければ何もできない（しない）という登録者の受け身的な対応がみられることや利用者側からみると名簿だけでは実際に利用することは困難であるという問題がある。公的な施設はともかく、学習者（グループ）は講師や指導者を探すというより実際には学習プログラムを探しているのである。したがって、「何がどのようにできるのか」ということを提示したバンクとすることが必要なのである。様々な学習・研修事業を修了した一定の専門的知識や技能を修得した個人やグループがこれまで培ってきた技能や知識を活用して、学習教材や学習事業計画、学習プログラム、ボランティア活動計画などを作成し、それを登録するなどの工夫が必要なのではないか。学習成果

を活用した社会参加は、学習活動と同じく学習者が自ら進んで行うべきことである。行政が設置したバンクに登録すれば自動的に社会的に活用されるというものではない。自ら事業を企画立案し、学習プログラムとして提供できるものを提示すること、その際プログラムの企画立案する学習者は、自らが講師として直接指導を行う場合だけでなく、会場の設営、演習指導、サポート、事業運営者として位置づけられる。こうして学習者は、たんなる「人材」から自立した学習機会提供者となり得るのである。活用する側は、それらのうちのどの部分を活用しても良い。プログラムの活用、人材の活用、プログラムと人材の活用など多様な活用の方法が考えられる<sup>12)</sup>。いわばプログラムのバンクというべきものを考えていく必要があるのではないか。

ボランティア・バンクは、当面行政が進める学習成果の活用支援の中核をなすものと思われる。同時に設置されるべきコーディネートシステムの構築、広域的活用などがボランティア・バンクの活性化に寄与するものとなる。

### 3. 学習成果の活用支援施策の方向

前述したように現状として、各自治体では学習成果の活用支援を考える場合総体としてより公益性が高いと思われるボランティア活動支援に傾斜している。しかし、ボランティア活動は学習成果の活用の一つの方策ではあるがこれに収斂されるべきものではない。社会的活用や還元は全て無償によって成立すると考えることはできない。むしろ個人の経済生活をも安定するなど社会的効果を生むことを考えれば雇用や一定の経済的保証を伴う活用こそ望まれて良い。公的学習機会で得た成果は無償のボランティア活動で活用すべきという固定的な支援方策は、学習者の自由な学習成果の活用をかえって阻害する要因にもなりかねない。多様な学習活動を支援しうる多元的な活用支援施策が必要となってくる。冒頭で紹介した「審議の概要」(1997)では、地域社会、ボランティア活動、個人のキャリア開発の3つに着目しているのは学習成果の活用支援施策の在り方を考えていく上で極めて示唆的である。また、活用支援施策を構成する要素としては、次のような視点が重要であろう。

- ① 社会的な活用の場の開発
- ② コーディネートシステムの整備

- ③ 活用に関する情報提供
- ④ 活用に関する社会的意識の形成
- ⑤ 社会的活用に関する学習機会の充実
- ⑥ 企業や学校、団体等に対する啓発
- ⑦ ボランティア活動などの経験を評価するシステムの開発
- ⑧ 活用のためのプログラム開発

生涯学習政策として学習成果の活用支援が有効なのは学習成果が学習者の個人の生活の充実、成長発達、キャリア開発が同時に地域社会、産業社会の発展に寄与するという理念に基づいているからである。地域社会への貢献やボランティア活動など社会的活用への支援も同時に学習者の学習意欲の喚起、継続、充実感、生きがいといった要素があるからである。地域活動やボランティア活動など直接社会に貢献すると思われる活動だけでなく、学習活動そのものも含めて、推進することが社会の活性化を促すのである。学習者個人の充実発展が総体として社会の健全な発展を促し、生涯学習社会の構築によって高齢社会に対応し得るトータルな社会経済効果を生むのである。

#### 注

- 1) これらの答申以前の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」(1971)などでも「学習成果の活用」という表現ではなく、地域における連帯意識の形成、社会参加などとの関連で読みとることができる。
- 2) 浅井経子「学習成果の評価と活用の事例」『青森県民カレッジシステムに関する研究開発2年次報告書』青森県教育委員会(1996)所収、P.67の図を参考として、新たに作成したものである。
- 3) 浅井経子「学習者の特性と学習の継続・発展」『社会教育主事のための生涯学習概論』国立教育会館社会教育研修所(1997)、P.105
- 4) 浅井経子 前掲書、P.72
- 5) 伊藤俊夫「生涯学習関連施策の動向」『社会教育主事のための生涯学習概論』国立教育会館社会教育研修所(1997)、P.33
- 6) ここでは、個別の社会教育指導員の問題ではなく、学校管理職経験者の全てが不適切ということではない。管理職経験者で優れた社会教育指導員

や学習相談員が多く存在する。

- 7) 田中雅文『地域における生涯学習の効果に関する理論的・実証的研究』国立教育研究所(1997).  
田中雅文「生涯学習を創造する「市民大学」のこれからの役割」、笹井宏益「NPOとしての市民大学」、廣瀬隆人「住民主導の学習機会の創造」、いずれも『社会教育』No.605, (1996)所収。
- 8) 伊藤俊夫 前掲書, P.32
- 9) 清成忠男「NPOと地方公共団体」『地方自治』595, 1997.6. P.9
- 10) 山本慶裕『市区町村におけるボランティア・バンクの活性化に関する実証的研究』国立教育研究所(1997)P.12-14
- 11) 山本慶裕 前掲書, P.93
- 12) 『地域における生涯大学システムに関する研究開発事業報告書』千葉県における生涯大学システム検討委員会, 1997, P.17-19